

第1章 基本的な考え方

I 基本的な方針

(1) 計画の趣旨

平成25年12月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定された。岡山県においても平成28年2月に「岡山県国土強靱化地域計画」を策定したのち、令和3年2月に改定版が策定された。

本町においても、今後、発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震やこれまで経験したことのない大規模自然災害等に対し「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「安心・安全な地域・経済社会の構築」を目指した「里庄町国土強靱化地域計画」を策定し、関係機関及び住民との協働により、強靱な地域づくりを推進する。

(2) 計画の位置付け

町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画以外の強靱化に関する町の計画等の指針となるべきものとして策定する。策定にあたっては、国の「国土強靱化基本計画」及び「岡山県国土強靱化地域計画」との調和を確保し、「第4次里庄町振興計画」と整合を図る。

(3) 基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも次の事項を基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

(4) 対象とする災害（リスク）

大規模自然災害：地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）

(5) 計画の期間

令和7（2025）年度までを見据えて策定する。概ね5年ごとに見直すこととするが、毎年度の施策の進捗状況等により必要に応じて変更の検討を行う。

II 特に配慮すべき事項

先に掲げた4つの基本目標を達成し、本町の安全安心を確保するため、次の点について、特に配慮しながら取り組む。

- (1) 住民等の主体的な参画
- (2) 効率的・効果的な施策推進
- (3) 的確な維持管理
- (4) 広域連携の取組

第2章 想定される災害リスク

I 地域特性

(1) 地理的条件

岡山県の南西部に位置し、南北の山地の間に東西に低地が広がる。里見川水系と今立川水系が流れる。

(2) 社会的条件

人口は約11,000人と近年は増加傾向にある。高齢者人口も増加傾向にある。

II 想定される災害リスク

(1) 災害履歴

本町では近年、地震災害は発生していないものの、風水害は平成29年、平成30年に住家被害が発生している。

(2) 被害想定

① 地震災害

岡山県の地震被害想定によると、本町では「長者ヶ原-芳井断層」では建物倒壊が予想され、南海トラフ巨大地震においては建物倒壊と津波による浸水被害が想定されている。

② 風水害

河川氾濫は、里見川の河川氾濫による浸水被害が想定されている。

また、町内の山間部は土砂災害による被害が想定されており、土砂災害警戒区域20か所が指定されている。また、ため池老朽箇所は87か所が指定されている。

第3章 脆弱性評価

I 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標と本町の地域特性を踏まえ、基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次頁の表のとおり設定した。

◆事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

II 脆弱性評価

8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる37の「起きてはならない最悪の事態」について、本町の既存の施策・事業を点検し、現状の脆弱性を分析・評価した。また、評価結果をもとに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な取組を抽出し整理した。

第4章 国土強靱化の推進方針／第5章 計画の推進

I 施策分野の設定

必要な具体的取組について、本町で実施する施策分野と「起きてはならない最悪の事態」との対応を確認するため、岡山県国土強靱化地域計画を踏まえた個別施策分野と横断的分野を整理した。

II 推進方針

8つの個別施策分野、4つの横断的分野別に、本町の国土強靱化の推進方針を整理した。

個別 施策 分野	(1) 行政機能／警察・消防等 ／防災教育等	町有建築物の耐震化、BCPの推進、消防団の活動強化、防災教育の推進等
	(2) 住宅・都市／情報通信	住宅・民間施設等の耐震化、文化財保護対策、被災者生活再建、住民等への通信手段の確保、災害情報の収集・伝達体制の確立 等
	(3) 保健医療・福祉	医療・福祉施設の耐震化、災害時の医療・救護体制、要配慮者への支援、避難所等における感染症対策 等
	(4) 産業	金融支援等の周知、帰宅困難者対策 等
	(5) 交通・物流	道路等の整備・耐震化、緊急輸送ネットワークの確保、帰宅困難者の支援等
	(6) 農林水産	農地・農業用施設の防災対策、食料の安定供給対策 等
	(7) 国土保全・土地利用	治水対策、土砂災害・洪水浸水の避難対策、空家等の除却対策 等
	(8) 環境	災害廃棄物の迅速な処理、有害物質の拡散防止 等
横 断 的 分 野	A リスクコミュニケーション	ハザードマップ等災害危険情報の提供、防災・減災の普及啓発 等
	B 人材育成	災害ボランティア、防災士等の人材育成、自主防災組織等の連携等
	C 官民連携	避難確保計画の策定促進、地区防災計画策定促進 等
	D 老朽化対策	空き家対策、インフラの老朽化対策 等

◆施策の重点化、施策の推進とPDCAサイクル

重点化の視点を総合的に勘案し、各施策分野の重点化事項を定めていくものとする。

計画の推進にあたっては、本町各課の連携はもとより、国、県、関係機関、住民等の多様な主体と相互に連携を図ることで、効果的に計画を推進する。

計画の最終年には、個別の施策の取組の成果や上位・関連計画等の見直しを踏まえ、計画の改訂を行う。

里庄町国土強靱化地域計画の概要

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の具体的な取組

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		具体的な取組	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化、住宅・建築物の耐震化（ブロック塀等の撤去）、町立学校の耐震化促進、生涯学習施設等の耐震化促進、社会福祉施設等の耐震化促進、健康福祉センターの耐震化、町営住宅の維持管理、施設の耐災害性向上、都市公園施設の維持管理、大規模盛土造成地調査、橋梁の耐震化	
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	消防団の充実強化、公共施設の防火対策の促進、幼稚園及び小・中学校の児童、生徒への普及・啓発活動の実施、空家の除却対策	
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	河川施設の整備、農業水利施設の排水機能の確保、要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進、内水排除対策、地籍調査事業の推進、消防力の充実強化、幼小中学校園の児童、生徒への普及・啓発活動の実施	
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	配慮が必要な園児、児童及び生徒の把握や安否確認・避難誘導に係る体制の構築、防災意識の普及啓発、自主防災組織の組織率向上、タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進、幼稚園及び小・中学校の児童、生徒への普及・啓発活動の実施、地籍調査事業の推進	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	物資備蓄の推進、物資備蓄の拡大、生活必需品の個人備蓄等の促進、支援助物資物流体制の推進、燃料供給体制の推進、基幹管路の計画的耐震化の促進、早期の道路啓開、道路交通の確保、地籍調査事業の推進	
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	ドローンを活用した情報収集、戸別受信機の設置、スマホアプリの導入、地籍調査事業の推進、早期の道路啓開、道路交通の確保	
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	地区防災計画の作成促進、防災士の育成、受援体制の確立、消防力の充実強化、自主防災組織の組織率向上	
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	災害時要配慮者個別支援計画の策定、浅口医師会との連携、福祉避難所の指定拡大、早期の道路啓開	
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	帰宅困難者対策の推進、学校園への長期滞在対策の検討	
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	予防接種の推進、避難所における感染症対策の推進、下水道施設の耐震化の推進等	
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所運営マニュアルの作成、学校施設における洋式トイレの改修促進、マンホールトイレ保有台数の拡大、防災意識の普及啓発、物資備蓄の推進、物資備蓄の拡大、浅口医師会との連携、予防接種の推進、避難所における感染症対策の推進	
3	必要不可欠な行政機能を確保	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	自主防犯活動の維持	
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	国土強靱化地域計画の策定、里庄町業務継続計画の継続的な見直し、上下水道災害等緊急時対策マニュアルの継続的な見直し、下水道BCPの継続的な見直し、災害時の業務継続体制の確保、他市町村との連携強化、災害対応業務を遂行できる職員の育成、職員初動マニュアルの策定、健康福祉センターの耐震化、戸別受信機の設置、スマホアプリの導入、地区防災計画の作成促進、防災士の育成、受援体制の確立	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	指定避難所への太陽光発電装置の設置、災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善、通信関連施設及び備品の耐災害性向上、スマート自治体への体制整備	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	災害時における公衆無線LAN環境の確保、戸別受信機の設置、スマホアプリの導入	
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	災害情報伝達システムの構築、障がい者への円滑な情報伝達対策等の促進、防災意識の普及啓発、戸別受信機の設置、スマホアプリの導入、地区防災計画の作成促進、書時要配慮者個別支援計画の策定、浅口医師会との連携など	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	災害対応等に係る補助金・金融支援等の周知、地籍調査事業の推進	
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	早期の道路啓開、災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善	
		5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	道路交通基盤の整備、橋梁等の長寿命化、橋梁の耐震化、地籍調査事業の推進	
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響	災害時の個人資産の保全	
		5-5	食料等の安定供給の停滞	支援助物資物流体制の推進、地籍調査事業の推進、物資備蓄の推進、物資備蓄の拡大、生活必需品の個人備蓄等の促進	
		5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	防災重点ため池の安全対策の推進、農業水利施設の保全	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	電源車派遣及び災害時燃料供給施設の登録、ガソリン、灯油等の確保対策、指定避難所への太陽光発電装置の設置、災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	基幹管路の計画的耐震化の促進	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	ストックマネジメント計画の策定及び更新工事の実施、合併処理浄化槽の設置促進、下水道施設の耐震化の推進等	
		6-4	地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態	道路ネットワークの維持管理、地籍調査事業の推進、橋梁等の長寿命化	
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	災害情報伝達システムの強靱化、健康福祉センターの耐震化、河川施設の整備、地籍調査事業の推進、防災重点ため池の安全対策の推進	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	初期消火体制の充実、消火栓の整備、消防力の充実強化、地区防災計画の作成促進	
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	住宅・建築物の耐震化（ブロック塀等の撤去）	
		7-3	ため池・防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	健康福祉センターの耐震化、防災重点ため池の安全対策の推進	
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	有害物質対策の強化、要管理物・有害物質への対応	
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	危険木の伐採、有害鳥獣の駆除への補助、有害鳥獣の被害防除補助	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物仮置場の選定・確保、災害廃棄物の処理、	
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	民間事業者等との連携強化、災害救援専門ボランティアの登録推進、スキルアップ、災害ボランティアの養成、他市町村との連携強化、災害時の個人資産の保全	
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財保護のための災害時対策マニュアルの作成	
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	河川施設の整備	
		8-5	事業用地の確保及び仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	被災地での仮設住宅等への飲料水供給、地籍調査事業の推進	